

## 参考資料

第1回目安に関する小委員会における  
委員からの追加要望資料

## 地域別最低賃金と賃金水準との関係（就業形態別）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均 時間額) ①	産業計・事業所規模30人以上							
		一般労働者				パートタイム労働者			
		所定内給与 (月額) ②	所定内 労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
(円)	(円)	(時間)	(円)	(%)	(円)	(時間)	(円)	(%)	
平成18年	673	325,736	153.2	2,126	31.7	95,414	94.5	1,010	66.6
19年	687	323,054	153.4	2,106	32.6	97,212	95.8	1,015	67.7
20年	703	324,467	152.7	2,125	33.1	97,736	94.8	1,031	68.2
21年	713	318,261	149.9	2,123	33.6	96,698	91.5	1,057	67.5
22年	730	319,267	151.6	2,106	34.7	97,890	92.8	1,055	69.2
23年	737	319,862	150.8	2,121	34.7	98,411	92.6	1,063	69.3
24年	749	319,011	152.7	2,089	35.9	99,651	93.9	1,061	70.6
25年	764	318,509	151.2	2,107	36.3	99,136	92.7	1,069	71.5
26年	780	320,864	150.8	2,128	36.7	99,282	92.1	1,078	72.4
27年	798	319,319	151.3	2,111	37.8	100,304	90.7	1,106	72.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

## 中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な 引上げの基本方針について（「円卓合意」）

平成20年6月20日、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第6回会合が開催され、参加した有識者、労働界・産業界の代表者及び政府関係者は、以下の点について合意した。

### 1. 中小企業が生産性向上

- 日本全体の成長力の底上げに当たっては、中小企業が生産性向上を図ることが重要であることから、政労使が一体となって「生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努める。
- 特に、中小企業にとって大きな問題となっている下請取引については、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげる。

### 2. 最低賃金の中長期的な引上げ

- 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。
- 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業が生産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。
- 成長力底上げ戦略の最終時点（21年度末）において、経済状況等の変化、中小企業が生産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。
- 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。

(参考)

円卓会議においては、最低賃金引上げに関する「小規模事業所」について、以下のような意見が出された。

- 「小規模事業所」としては、中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に即した「従業員数 20 人以下」企業として考えるべきである。
- 中長期的には、高卒初任給の「平均水準」への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は、例えば統計上のデータのある「10 人～99 人」の企業として考えるべきである。
- 小規模事業所については弾力的に考えるべきである。

## 最低賃金引上げについて

◎新成長戦略における『最低賃金引上げ』については、以下の対応が考えられる。

### 1. 「2020 年までの目標」の設定について

- 目標案としては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられる。
- なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

### 2. 目標達成に向けての当面の取組について

- 「2020年までの目標」達成に向けた当面の取組としては、2008年の「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体となって取り組むことが考えられる。

### 3. 弾力的対応について

- 「2020年までの目標」の設定や当面の取組みを進める場合も、経済・雇用情勢や経済成長・生産性動向を踏まえ、3年後に必要な検証を行うなど「弾力的な対応」が必要と考えられる。

### 4. 中小企業に対する支援等について

- 円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの取組を講じることを検討すべきである。
- 官公庁の公契約においても、最低賃金の引上げを考慮し、民間に発注がなされるべきである。

以上

雇用戦略・基本方針2011（抄）

Ⅱ. 2011年度における主要政策

◎雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」の3本柱による政策を展開する。

(3) 雇用を「守る」

④中小企業への支援

- ・ 平成22年6月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。

以上

# 賃金引上げ

### 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

#### 【最低賃金総合相談支援センター】

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全都道府県にワンストップで対応する窓口を設け、相談や専門家派遣等を実施 ※相談窓口の開設日を増加し、土日祝日も相談しやすくなる等、相談体制の拡充を図る。

#### 【業務改善助成金】

全国40道府県で、事業場内の最低賃金を60円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、労働能率増進のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)の一部を助成

#### 【業種別中小企業団体助成金】

賃金の底上げを行うことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、労働能率増進等のための取組を行う全国的な業種別中小企業団体に対して、その取組に必要な経費を助成

### 企業の生産性向上への取組を支援し、賃金の引上げを側面から後押し

#### キャリアアップ助成金

○非正規雇用労働者の賃金引上げ、週所定労働時間の延長等の処遇改善、正規雇用等への転換、人材育成のための訓練を行った事業主に対して助成

#### 地域雇用開発奨励金

- 雇用機会が特に不足している地域における雇用構造の改善を図るため、事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して助成。
- 新たに中小企業への上乗せ措置を導入。

#### 生産性向上と雇用管理改善の 両立企業表彰

○労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる取組を収集し、特に優良な取組については厚生労働大臣表彰を行うとともに、ポータルサイトによる周知等を図り、企業の生産性の向上と雇用管理改善の両立を促進する。

賃金引上げ支援施策 事業実績

厚生労働省施策	平成27年度			平成28年度(4月～5月)			備考
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業							
専門家派遣・相談等支援事業 (最低賃金総合相談支援センター)	予算額	相談件数	専門家派遣件数	予算額	相談件数	専門家派遣件数	
	2.6 億円	5,289 件	1,592 件	6.7 億円	1,890 件	624 件	
業務改善助成金	予算額	交付件数	交付金額	予算額	交付件数	交付金額	
	20.5 億円	343 件	3.0 億円	3.4 億円	7 件	0.07 億円	
業種別中小企業団体助成金	予算額	支給件数	支給金額	予算額	支給件数	支給金額	
	1.0 億円	2 団体	0.3 億円	0.9 億円	—	—	
キャリアアップ助成金	予算額	支給件数	支給金額	予算額	支給件数	支給金額	28年度の支給件数、支給金額は、4月分(速報値)である。
	221.3 億円	36,027 件	277.9 億円	410.5 億円	2,562 件	20.0 億円	
地域雇用開発奨励金	予算額	支給件数	支給金額	予算額	支給件数	支給金額	
	50.4 億円	832 件	17.6 億円	33.2 億円	118 件	2.7 億円	
生産性向上と雇用管理改善の両立企業表彰	※平成28年度新規事業			予算額			28年度新規事業であり、現時点で実績はない。
				0.6 億円			

※1 地域雇用開発奨励金以外の予算額には、当該事業の事務経費を含む。 ※2 件数及び金額は、事務経費を含まない。

# 賃金の引上げに向けた今後の取組について ①生産性向上の支援

- ✓ 中小企業・小規模事業者の賃上げを図るためには、まず、賃上げのための原資を確保できるように、生産性向上のための支援が不可欠。
- ✓ 中小企業版の競争力強化法である「中小企業等経営強化法」を7 / 1に施行。あわせて、生産性向上の支援スキームの充実を図る。
- ✓ 人材投資の拡大を図る企業について、優先的に支援。

## 生産性向上を通じた賃上げの原資の確保

## 人材投資に対する直接のインセンティブ

### ● 「中小企業等経営強化法」を7/1に施行。 (中小企業版の競争力強化法)

- ・事業所管大臣が、生産性向上の方法をわかりやすく「事業分野別指針」としてまとめる。  
(※) 指針については、11分野（製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送業、船舶、自動車整備）について策定。
- ・固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）を実施。
- ・厚生労働省と連携して、人材育成を実施。

### ● 「よろず支援拠点」を強化する。

- ・平成26年6月から、これまで約38万件の相談に対応。
- ・都道府県に1つ設置しているところ、支部設置等により相談窓口を増加。
- ・相談員を400人から1.5倍の600人に増員。

### ● 「おもてなし規格」を創設する。

- ・サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、今夏までの運用開始と、2020年までに30万社による認証取得を目指す。

### ● 賃上げ企業に対し、補助金等を優先採択。

- ・給与総額を上げた又は上げる（前年比1%以上等）企業には、採択審査において加点する。  
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【27補正：1,021億円】  
戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【28当初：139.7億円】等

### ● 雇用を増加させた企業に対し、補助上限額を倍増。

- ・正社員の採用を行った場合に、補助上限額を50万円から100万円に倍増。  
小規模事業者持続化補助金【27補正：70億円の内数】で実施

# 賃金の引上げに向けた今後の取組について ②取引条件の改善

- ✓ 中小企業・小規模事業者が自ら生み出した付加価値を手元に残すためには、大企業との取引の適正化、取引条件の改善を図る必要がある。
- ✓ 現在、「下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議」において検討が進められており、大企業に対するヒアリングを実施するなどして、必要な対策を講じる。

## これまでの取組み

- **政労使会議  
(平成26年12月16日、平成27年4月2日)**
  - ・経済界が、「取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む」ことを決定。
  - ・継続的にフォローアップを行っていくことについて合意。
- **下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議 (昨年12月から6回開催)**
  - ・大企業に対する大規模な書面調査を実施。
  - ・中小企業については、三次下請、四次下請を含め、各府省が連携して、聞き取り調査を実施。

## 今後の取組み

- **大企業に対するヒアリングを実施する。**
  - ・調査では、不適正な取引慣行\*が依然として存在していることが明らかになりつつあることを踏まえ、取引慣行を見直すため、大企業からのヒアリングを実施。  
\*一方的な原価低減要請、コスト増分の転嫁拒否、金型の保管費用の押しつけ、大量発注で見積もった単価で少量しか発注しない、等
  - ・これまでに、自動車・同部品関連産業と建設業を実施。さらに、他の製造業や、トラック運送業等に対しても実施。
- **取引条件の改善に向けた対策を講じる。**
  - ・下請法等の運用強化
  - ・下請取引ガイドラインの充実・普及
  - ・下請かけこみ寺の強化等により価格交渉力を強化。
  - ・適正な取引慣行の定着に向けた広報

# 熊本地震関係資料

# 熊本地震被災地の雇用情勢

## 〔概況〕

### （熊本県）

有効求人倍率（季調値）は1.30倍、前月よりも0.03ポイント上昇。

新規求人倍率（季調値）は1.90倍、前月よりも0.17ポイント低下。

### （大分県）

有効求人倍率（季調値）は1.13倍、前月よりも0.01ポイント上昇。

新規求人倍率（季調値）は1.66倍、前月よりも0.09ポイント上昇。

○ 被災地の雇用情勢は、4月に新規求人数、新規求職者数ともに減少したが、5月にはどちらも増加している。特に熊本県では上昇幅が大きくなっている。

## 1 熊本県、大分県の有効求人倍率等の動向

	全国計			熊本県			大分県		
	28年4月	28年5月	前月差、比 (ポイント、%)	28年4月	28年5月	前月差、比 (ポイント、%)	28年4月	28年5月	前月差、比 (ポイント、%)
有効求人倍率	1.34	1.36	0.02	1.27	1.30	0.03	1.12	1.13	0.01
有効求人数	2,506,900	2,515,353	0.3	34,657	36,786	6.1	23,392	23,265	-0.5
有効求職者数	1,868,296	1,850,795	-0.9	27,183	28,256	3.9	20,834	20,666	-0.8
新規求人倍率	2.06	2.09	0.03	2.07	1.90	-0.17	1.57	1.66	0.09
新規求人数	898,754	926,517	3.1	11,583	14,982	29.3	8,143	9,000	10.5
新規求職者数	436,826	443,235	1.5	5,584	7,903	41.5	5,200	5,428	4.4

	全国計			熊本県			大分県		
	27年5月	28年5月	前年同月比 (%)	27年5月	28年5月	前年同月比 (%)	27年5月	28年5月	前年同月比 (%)
就職件数	162,385	158,632	-2.3	3,094	2,613	-15.5	2,386	2,427	1.7
相談件数	1,707,635	1,695,637	-0.7	26,821	27,564	2.8	23,441	22,579	-3.7

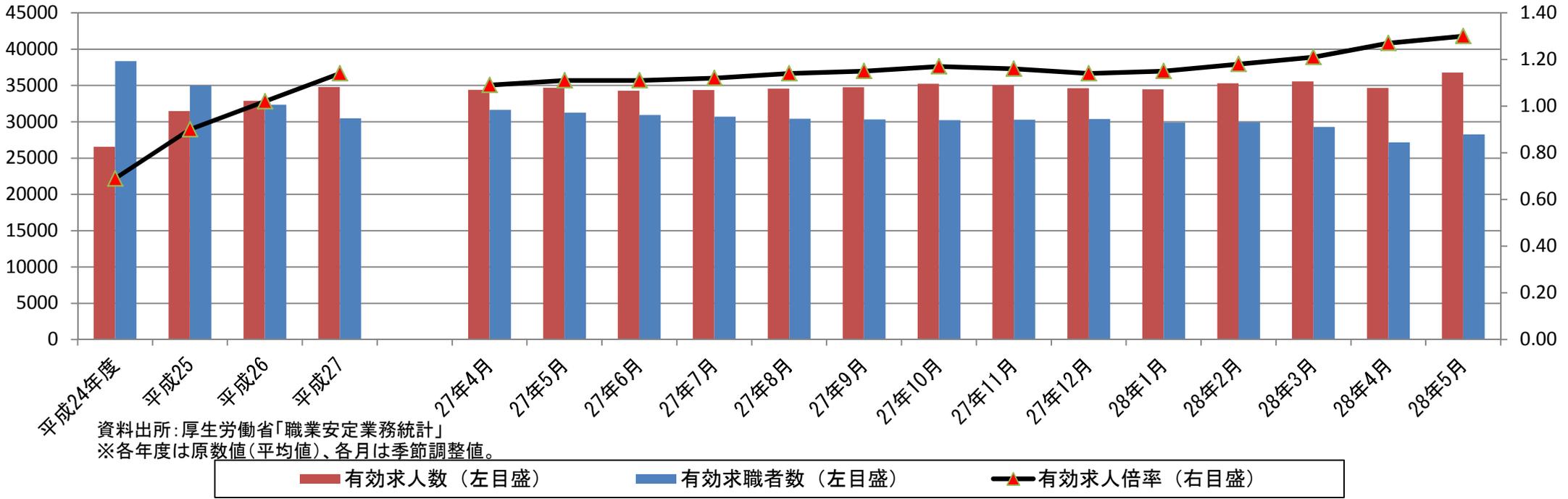
（資料出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）就職件数と相談件数は実数、それ以外の数値は季節調整値である。

(人)

# 熊本県の有効求人・有効求職及び有効求人倍率の動向

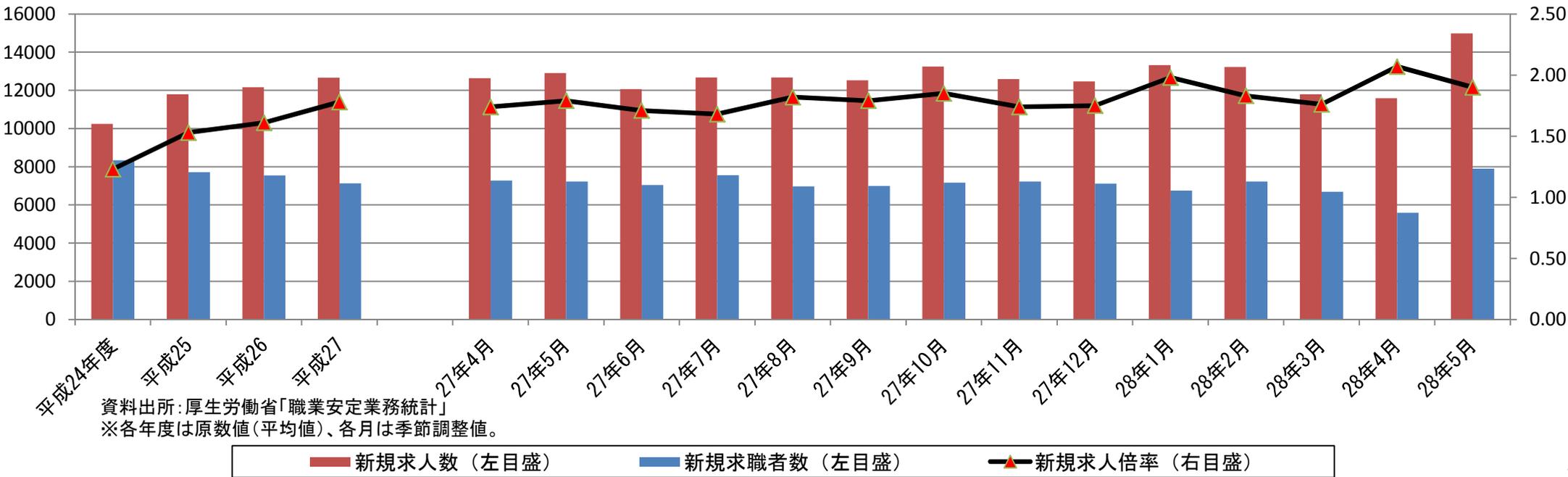
(倍)



(人)

# 熊本県の新規求人・新規求職及び新規求人倍率の動向

(倍)



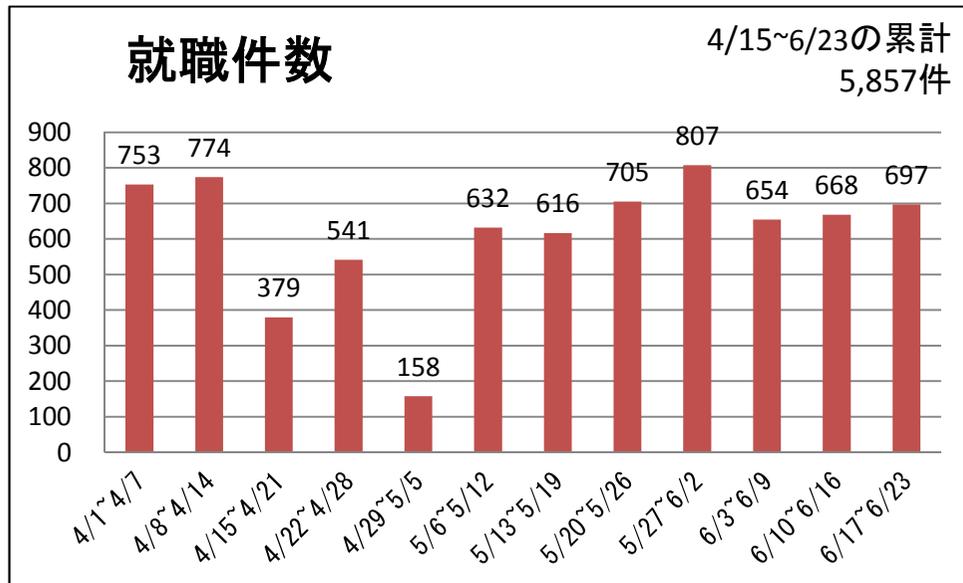
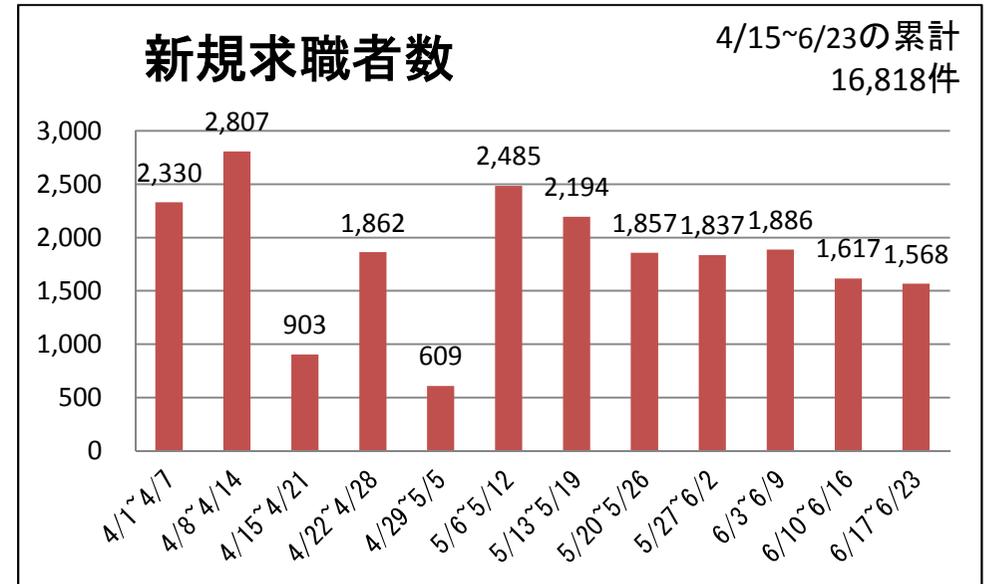
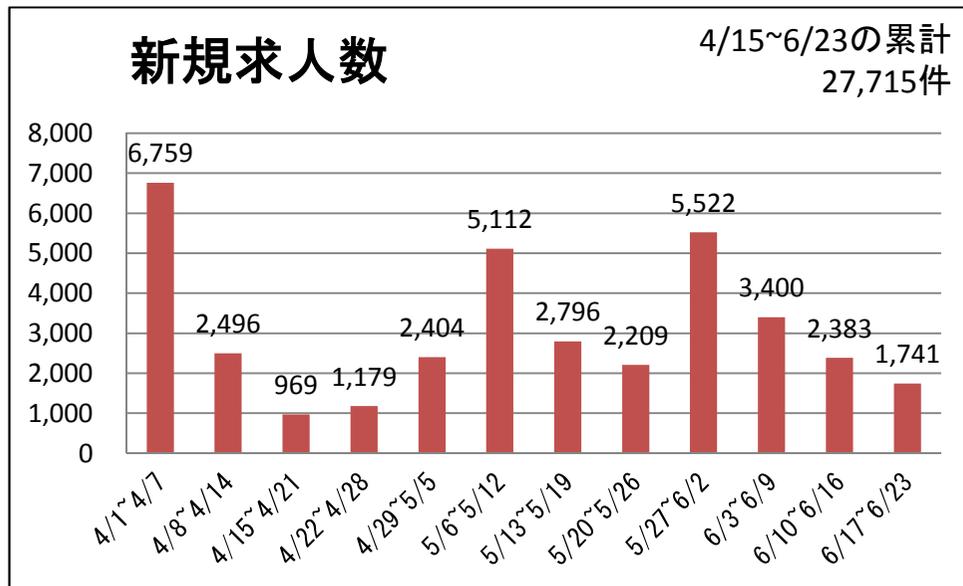
## 熊本県、大分県の産業別新規求人数

	全国計						熊本県						大分県					
	27年4月	27年5月	28年4月	前年比	28年5月	前年比	27年4月	27年5月	28年4月	前年比	28年5月	前年比	27年4月	27年5月	28年4月	前年比	28年5月	前年比
産業計	861,080	773,440	894,530	3.9	852,952	10.3	12,489	11,450	11,277	-9.7	13,572	18.5	8,764	7,729	8,290	-5.4	8,456	9.4
農、林、漁業	6,675	5,753	6,802	1.9	6,074	5.6	209	152	219	4.8	200	31.6	124	101	108	-12.9	100	-1.0
建設業	67,425	58,267	67,415	0.0	63,528	9.0	801	698	813	1.5	1,148	64.5	845	614	868	2.7	709	15.5
製造業	81,323	74,189	83,314	2.4	79,997	7.8	1,034	1,262	926	-10.4	991	-21.5	854	746	861	0.8	745	-0.1
情報通信業	27,153	22,671	25,929	-4.5	25,026	10.4	172	193	165	-4.1	225	16.6	107	82	117	9.3	120	46.3
運輸業、郵便業	49,211	44,909	50,560	2.7	47,976	6.8	507	544	426	-16.0	649	19.3	367	398	410	11.7	621	56.0
卸売業・小売業	132,352	122,343	140,015	5.8	134,533	10.0	1,746	1,491	1,447	-17.1	1,699	14.0	1,365	1,250	1,226	-10.2	1,382	10.6
学術研究、専門・技術サービス業	24,641	21,852	24,883	1.0	23,270	6.5	177	172	161	-9.0	292	69.8	168	142	204	21.4	153	7.7
宿泊業、飲食サービス業	78,009	66,635	84,229	8.0	82,857	24.3	999	939	950	-4.9	1,161	23.6	797	909	772	-3.1	857	-5.7
生活関連サービス業、娯楽業	36,598	34,138	36,366	-0.6	36,180	6.0	480	474	499	4.0	641	35.2	473	399	431	-8.9	308	-22.8
教育、学習支援業	13,448	10,954	14,545	8.2	13,753	25.6	184	79	107	-41.8	154	94.9	103	102	88	-14.6	108	5.9
医療、福祉	182,292	166,894	194,824	6.9	183,482	9.9	3,439	3,183	3,177	-7.6	3,595	12.9	2,060	1,803	1,996	-3.1	2,096	16.3
サービス業	120,813	106,790	121,019	0.2	114,184	6.9	2,110	1,813	1,993	-5.5	2,128	17.4	1,138	853	882	-22.5	946	10.9

(資料出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 数値は原数値である。パートタイム含む。主要産業および農林漁業について記載。

## 2 熊本県の各種主要指標の推移



資料出所: 厚生労働省「ハローワークシステム業務日報」

- (注) 1. 毎月公表している月報値とは異なる。  
 2. 職業紹介の各指標は一般求人・求職に係るもの。  
 3. 求人は月当初に集中する傾向があることに留意が必要。

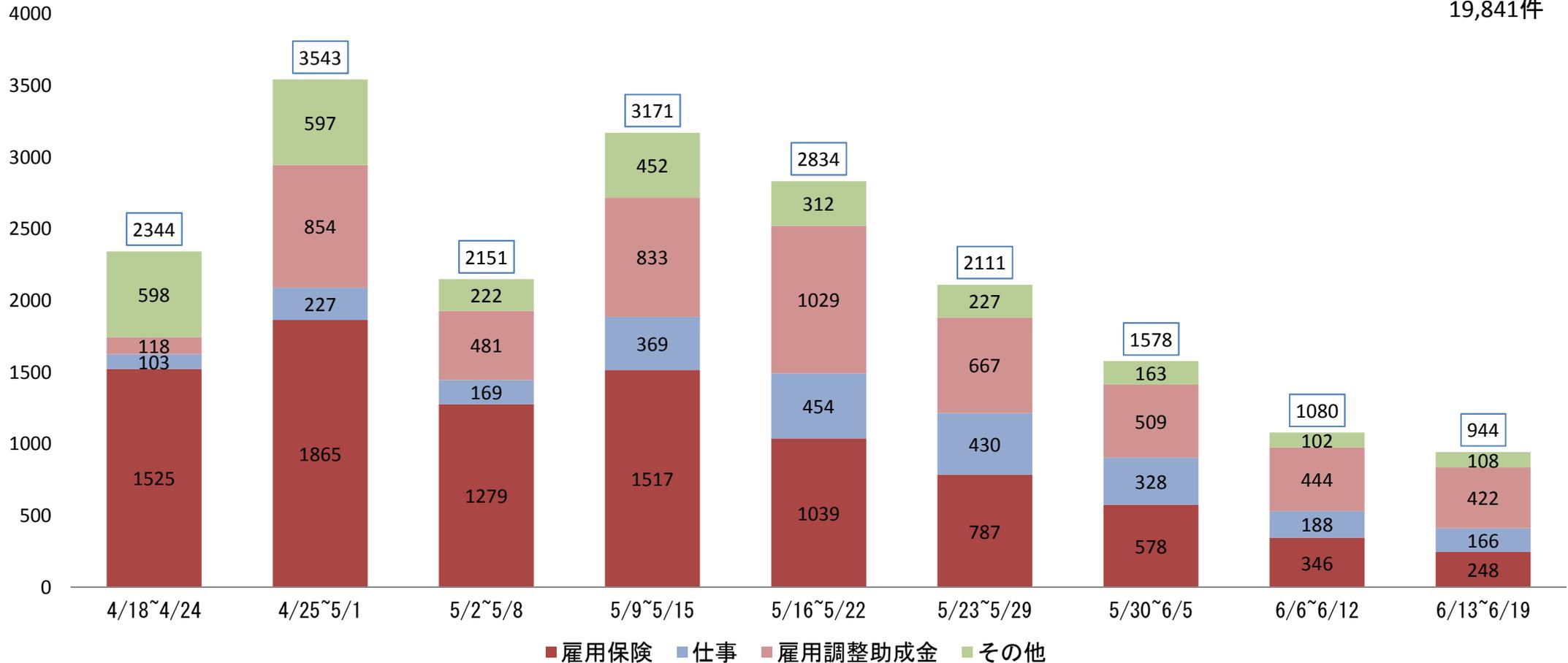
### 3 熊本地震関連の相談件数

〔概況〕

- 20,703件の相談（熊本局、管内ハローワーク、労働基準監督署、総合労働相談コーナーを含む）（6月25日）
- 19,251件の相談（熊本局〔安定部内〕・管内ハローワーク全体）（6月25日）
  - ・雇用保険関係9,373件（49%）
  - ・雇用調整助成金関係5,769件（30%）
  - ・仕事関係2,578件（13%）
  - ・その他1,531件（8%）
- 熊本地震関連の相談件数は、震災発生直後から増加していたが、5月大型連休後は減少が続いている。

熊本地震関連の相談件数の推移

4/15~6/19の累計  
19,841件



## 4 被災者向け求人

○有効求人件数（被災者対象求人）652件（平成28年6月27日時点）

※ 被災者対象求人とは、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う求人としてハローワークで受理したものである。

○具体的には、住宅付きの介護職員、営業、土木技術者などがある。

就業地が熊本県内の求人例)

- ・ 介護施設、求人2人、介護業務全般、単身用の入居可能住宅有
- ・ 建築・不動産業者、求人2人、住宅と不動産の営業全般、熊本地震被災者の場合は寮を用意（家賃無料）
- ・ 建設会社、求人3人、設計・施工に係る技術的資料作成業務、単身寮有

## 5 雇用調整助成金の申請等

○ 熊本県で、雇用調整助成金の相談件数は5,769件（6月25日）、休業等実施計画届及び支給申請書の提出件数等は次のとおり。

（6月27日時点）

	計画届の提出	支給申請書の提出
熊本労働局	476件	198件
大分労働局	26件	7件
合計	502件	205件

※1 雇用調整助成金における休業等実施計画とは、支給の対象となる休業等（休業又は教育訓練の実施）について事前に労働局又はハローワークに届け出る計画をいう。

※2 受給手続きの主な流れ

「労働局又はハローワークへ休業等実施計画届の提出」  
 →「休業等を実施」  
 →「労働局又はハローワークに支給申請書を提出」

業種別・規模別 受付件数、休業・予定者実人員（熊本県）（6月27日時点）

	計画届						支給申請書					
	大企業		中小企業		計		大企業		中小企業		計	
	受付 件数	休業 予定者 実人員	受付 件数	休業 予定者 実人員	受付 件数	休業 予定者 実人員	受付 件数	休業 実施 実人員	受付 件数	休業 実施 実人員	受付 件数	休業 予定者 実人員
小売業	0	0	100	1,170	100	1,170	0	0	46	822	46	822
うち 飲食店	0	0	37	337	37	337	0	0	20	141	20	141
サービス業	8	415	187	2,669	195	3,084	3	220	81	891	84	1,111
うち 宿泊業	4	76	41	973	45	1,049	2	18	11	157	13	175
うち 医療、福祉	0	0	37	334	37	334	0	0	18	126	18	126
卸売業	0	0	13	697	13	697	0	0	6	153	6	153
建設業	0	0	30	217	30	217	0	0	12	96	12	96
製造業	7	2,177	100	5,816	107	7,993	4	990	37	1,790	41	2,780
その他(上記以外)	0	0	31	1,413	31	1,413	0	0	9	507	9	507
計	15	2,592	461	11,982	476	14,574	7	1,210	191	4,259	198	5,469

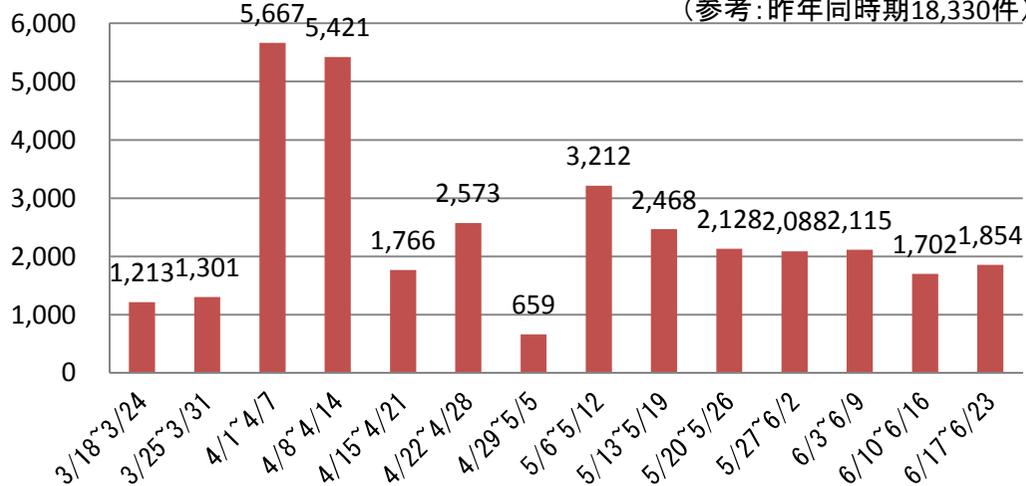
## 6 雇用保険

	熊本県	
	28年4月	28年5月
雇用保険資格喪失件数 (前年同月比)	14,170 (▲11%)	8,872 (39%)
雇用保険受給資格決定件数 (前年同月比)	2,688 (▲33%)	4,398 (54%)
うち「激甚特例」と「災害特例」による件数	17	995

※一般被保険者に係る件数。高年齢・短期雇用特例被保険者は含まない。

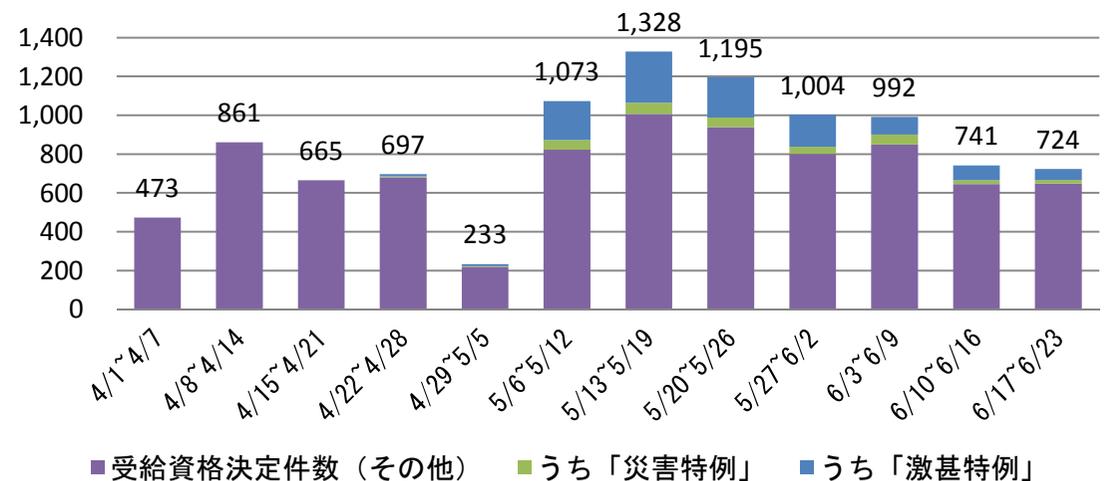
	「激甚特例」による受給資格決定件数	「災害特例」による受給資格決定件数	休業票、一時離職の離職票を作成した事業所数
総計(4/15~6/26)	1,093件	293件	254件
5/9~5/15計	280件	49件	63件
5/16~5/22計	204件	59件	35件
5/23~5/29計	219件	55件	50件
5/30~6/5計	140件	35件	22件
6/6~6/12計	86件	46件	18件
6/13~6/19計	82件	14件	12件
6/20~6/26計	43件	19件	7件

雇用保険資格喪失件数（熊本県）  
4/15~6/23の累計 20,565件  
(参考: 昨年同時期18,330件)



※週ごとの数値はハローワークシステム業務日報より作成。週ごとの数値を積み上げても月単位の公表値と一致しない。一般被保険者に係る件数。高年齢・短期雇用特例被保険者は含まない。

雇用保険受給資格決定件数（熊本県）  
4/15~6/23の累計 8,652件



※週ごとの数値はハローワークシステム業務日報より作成。週ごとの数値を積み上げても月単位の公表値と一致しない。一般被保険者に係る件数。高年齢・短期雇用特例被保険者は含まない。(ただし「災害特例」及び「激甚特例」の件数については高年齢・短期雇用特例被保険者を含む。)

# 平成28年熊本地震における緊急の雇用労働対策について

平成28年7月1日

## 震災に係る労働相談対応

- 熊本労働局内のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応
- 労働者や事業主からの労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する相談に的確に対応するため、熊本労働局及び管下の全労働基準監督署に「震災関連相談窓口」を設置
- 地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成し、被災地域の事業主団体に、雇用調整助成金の活用と併せて周知(4月22日～)
- 4月16日(土)、17日(日)、避難所を巡回し、雇用保険のリーフレット等を配布(巡回先7箇所)
- 4月16日(土)、17日(日)に熊本労働局、ハローワーク熊本、ハローワーク上益城、ハローワーク宇城において、電話受付や来所相談を実施。また、5月14日(土)から6月5日(日)までの土日について、ハローワーク熊本、ハローワーク上益城、ハローワーク阿蘇の開庁を実施し、雇用調整助成金及び雇用保険の特例に関する相談や職業相談に対応。6月11日(土)以降については、ハローワーク熊本の出先庁舎である「くまジョブ」に集約し、毎週土曜日、職業相談、雇用保険や雇用調整助成金の相談に対応(6月26日時点。来所相談368件、電話相談290件)。
- 雇用調整助成金の説明会、職業相談、雇用保険の手続き等を、高森町役場(4回)、南小国町商工会(4回)、益城町商工会・公民館(4回)、西原村生涯学習センター(2回)、上天草市商工会(1回)、本渡商工会(1回)、水俣商工会(1回)において実施(6月26日時点。計17回実施)

## 関係機関と連携した取組

- 雇用調整助成金を活用した雇用維持について、福祉施設・医療施設への周知を、福祉部局・医療部局と連名で(5月10日)・旅館業界への周知を、衛生部局と連名で(5月11日)、自治体等に対し要請
- 塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ツ林厚生労働大臣政務官が、それぞれ日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請(5月13日)
- 生田職業安定局長、九州各県の労働局幹部が、九州各県の経済団体に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請(5月16日～27日。計28団体)
- 金融庁と連携し、九州各県の金融機関(銀行18、信用金庫等28、信用組合等22)に対し、雇用維持に向けた協力を依頼。このうち、熊本・大分の金融機関に対しては、労働局幹部が直接訪問し、協力を要請
- 日本銀行との連携について、日本銀行福岡支店、日本銀行熊本支店に対し、雇用維持に向けた協力を要請(5月17日、26日)
- 最低賃金総合相談支援センターと連携して雇用調整助成金の周知等を実施するよう労働基準局から九州各労働局に指示。また、労働保険事務組合連合会及び熊本県内159の労働保険事務組合へ雇用調整助成金の周知等を労働基準局から要請(5月20日)

## 雇用調整助成金

- 平成28年熊本地震の影響に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主について、特例第1弾として、事業活動縮小の確認期間の短縮化(3か月 → 1か月)、計画届の事後提出の容認(7月20日まで)などの特例措置を実施(4月21日)
  - 特例第2弾として、九州7県に事業所が所在する事業主が休業を実施した場合の助成率の引上げのほか、新規学卒者など雇用保険被保険者期間が6か月未満の者を助成対象とすること、クーリング期間の撤廃、雇用量要件の撤廃などの特例措置を実施(5月16日)
  - 特例第3弾として、通常、起業後1年未満の事業主については雇用調整助成金の対象とならないが、平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする特例を実施(6月1日)
  - 厚生労働省HPの平成28年熊本地震関連情報のページで周知しているほか、熊本労働局等のHPでも周知(4月22日)
  - ゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月8日)の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金に関する相談などについて、コールセンターを設置し対応(対応件数 207件)
  - 事業主からの相談件数の増加を踏まえ、雇用調整助成金に関する説明会を実施(熊本県44回、979人(805社)、大分県16回、425人(356社))(6月25日時点)
- ※ 震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数(熊本労働局・6月25日時点)5,811件

## 雇用保険(被災者への失業給付の特例支給)

- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる特例を実施(一時的離職)(4月14日)。近隣県(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島県)についても同様の措置を実施(5月11日)。
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、失業認定日の変更や来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした(4月14日)
- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例を実施(休業)(4月26日)
- 厚生労働省HPの平成28年熊本地震関連情報のページで周知しているほか、熊本労働局等のHPでも周知(4月15日)
- ゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月8日)の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用保険の特例に関する相談などについて、コールセンターを設置し対応(対応件数 489件)

※ 震災に係る雇用保険関係の相談件数(熊本労働局・6月25日時点)9,396件

## 新卒者

- 文部科学省と連携し、以下の内容について主要経済団体等(440団体)に要請(4月21日)
  - ・ホームページ等を活用した企業説明会をこれまで以上に実施すること
  - ・被災地の学生のエントリーシートの提出締切や採用選考日程等について柔軟に対応すること
- 熊本及び大分の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施(4月25日)
- 新入社員の解雇を防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合にも雇用調整助成金が利用できるよう、「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件を適用除外とする特例を措置(5月16日)

## 派遣労働者

- 以下の内容について大臣名で主要経済団体、職業安定局長名で人材派遣関連団体に対して要請(5月13日)し、熊本労働局長名で熊本県内に事業所を設置する労働者派遣事業者に対して要請(5月17日～19日)
  - 【派遣元事業主の団体】
    - ・労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣先と協力しながら派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
    - ・それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るとともに、休業手当を支払うこと
  - 【派遣先となる主要経済団体】
    - ・派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るために配慮すること
    - ・やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第29条の2等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じること
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談について、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた、派遣労働に関するQ&Aを公表(4月28日)

## 復旧工事における災害防止対策

- がれき処理や復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、がれき処理や復旧工事を行う方に対して、作業を安全に実施するための防じんマスク等を配布((公社)保安用品協会から無償提供を受けて4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000双等を配布、5月13日から追加で提供を受けた保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布)
- ①倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため及び②復旧作業における熱中症予防のため、作業現場の安全パトロールを実施(5月27日までに合計597事業場等のパトロールを実施)。
- 降水量の増える6月、7月に懸念される土砂崩壊による災害の防止のため、建設業関係団体あて対策の徹底を要請するとともに、関係労働局に対し事業場等への指導を指示(6月1日)
- 関係団体の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした災害防止や熱中症防止等に関する講習会を熊本労働局、福岡労働局等で開催(5月29日、30日、6月29日)
- 被災した建築物等から石綿の飛散のおそれがあるため、ばく露防止対策を関係団体等へ要請・労働局へ指示(5月23日、5月31日)するとともに、がれき処理現場等における石綿の気中濃度の測定を実施(5月27日～)

## 未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に関する未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施(4月22日～)

## 健康確保対策

- 独立行政法人労働者健康安全機構で、被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」及び「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」(いずれもフリーダイヤル)を設置(5月2日～)

## 労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求書に医療機関や事業主の証明がなくても請求を可能とする弾力的な取扱いを実施(4月15日～)
- 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合の弾力的な取扱いを実施
- 健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアの受診ができる旨を周知するなどの取組を実施(4月22日～)
- 診療録等を滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難となった労災指定医療機関に対し、特例的な請求を認める取扱いを実施(4月28日～)

## 労働保険料等

※ 障害者雇用納付金も同様

- 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限(7月)を、申請など特段の手続の必要なく、一律に延長(4月22日～)
- 熊本県外に所在地のある事業主に対して、地震により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、納付の猶予を受けられることについて、周知

## 勤労者財産形成持家融資制度・中小企業退職金共済制度・労働金庫

- 勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対して、最長3年間貸付金の返済を猶予(返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ)する等の特例措置を実施
- 中小企業退職金制度について、申し出に応じ、掛金納付期限を延長する等の特例措置を実施
- 九州労働金庫における対応(被災の影響により、預金通帳等を紛失した場合でも本人確認により支払を行う等)を周知